琉球大学学術リポジトリ

近世の百姓と煙草　－金沢平野を事例に－

メタデータ	言語:
	出版者: 琉球大学法文学部
	公開日: 2010-07-09
	キーワード (Ja): 近世, 百姓, 煙草, 金沢平野, 『農業図絵』
	キーワード (En):
	作成者: 武井, 弘一, Takei, Koichi
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/17468

地理歴史人類学論集 No.1（2010）pp.33-42
Journal of Geography, History, and Anthropology

近世の百姓と煙草
－金沢平野を事例に－

武 井 弘 一

Tabacco and *Hyakusyo* in the early modern age

Koichi TAKEI

要 旨

近世の百姓といえば、田畠を耕しても領主に重い年貢を取り立てられ、自給自足で生きるためで精一杯だったと考えられている。しかし、近年、そのような百姓の暮らしの見直しが進んでいる。そこで、煙草に注目し、百姓の暮らしのなかで、どれくらい喫煙の風習が広まっていたのかを明らかにすることを課題とした。

事例としたのは近世中期の金沢平野で、絵農書『農業図絵』を解読することで分析した。その結果、農村での喫煙は基本的に成人男性のみに許された特権で、煙草は嗜好品として消費され、農作業の合間や仕事休みに心身のリラックスを求めて飲用されていた。近世中期の段階での成人男性の喫煙率は、最低に見積もって３割であったと考えられる。

キーワード：近世、百姓、煙草、金沢平野、『農業図絵』

１．はじめに

近世の百姓といえば、田畠を耕しても領主に重い年貢を取り立てられ、自給自足で生きるだけで精一杯だったと考えられている。それをよく示しているのが、百姓の暮らしを細部まで規制した、慶安２年（1649）に出された慶安の触書ではないだろうか。「茶や酒を買って飲んではならない」「男は耕作に精を出し、女は機織りをして稼ぐこと」などの32ヶ条は、あまりにも有名である。ところが、最近はその存在が疑問視され、教科書からも消えつつある[1]。とすれば、今、苦しい生活を余儀なくされた百姓像を再考すべきではないだろうか。

そこで注目したいのが煙草である。上述した慶安の触書の第23条でも、煙草は食べ物にもならず、病気や火事の原因となる「万事に損成もの（物）」なのでのまないこと[2]、と規制されている。果たしてこのように規制されていたのか、その存否はともかく、百姓の暮らしのなかで煙草がかなり普及していたことは想像に難くない。農村にどれだけ煙草が普及していたのかを理解することが、「貧しい」だけではない、新たな百姓像を示すことにつながるだろう。そこで小稿では、近世中期の金沢平野を事例にしながら、これまでの研究で明らかにされてこなかった煙草の消費者としての百姓像を明らかにし、百姓の暮らしのなかでの煙草の意義を問うことにする。

ところで、これまで近世の百姓と煙草について、どのような研究がおこなわれてきたのだろう

か。実は、栽培技術[3]・煙草商人[4]や薩摩国国分[5]・信濃国生坂[6]・上野国館[7]・陸奥国狼河原[8]といった特産地などの様相が明らかにされてはいるものの、十分な研究成果が示されているとはいい難い。煙草の伝播・主産地・栽培技術を概説した岡光男は、「商品作物としての綿・菜種・紙については研究がある程度進んでいるが、タバコについては近世の研究はほとんど皆無の状態」と指摘している。それくらい進んでいないのである。そのため彼は「今後の研究の捨石になれば」との思いで、しかも「不思議なぐらいに主産地での史料発掘が進んでいない」からこそ、まずは全国的な概要を示すことにした[9]。ということは、全国的ではなく、主産地の実態をとらえることが課題の１つといえる。

こうしたなか、近年、煙草を含めた商品作物の作付制限令の再検討が進んでいる。慶安の触書と同じように有名な法令に、田畑勝手作りの禁がある。煙草・菜種などを本田畠に作付けすることを禁じているのだが、これは飢饉などの非常事態下で一時的に命じられたもので、継続的に出されていたわけではなかったことが指摘されている[10]。この研究は、煙草を含めた商品作物の作付けが恒常的に規制されていなかったことを明らかにしたことで、領主によって一方的に厳しく規制されたという百姓像を見直すことにつながった、これは評価できよう。ところが、百姓は煙草という商品作物の生産者だけではなく、消費者でもある。だからこそ、上述したように慶安の触書で規制の対象とされているのである。つまり、商品作物の作付制限令の研究は、百姓の生産者という一面をとらえているのみで、もう一方の消費者という観点から分析していないところに問題があるのではなかろうか。

したがって、小稿が克服すべき課題は、次の２点となる。

① 全国的ではなく、煙草の主産地１ヶ所をフィールドとして設定して分析する。

② 生産者だけではなく消費者という観点も含めて、百姓にとっての煙草の意義を問う。

２．絵農書『農業図絵』

では、どのような史料を用いて分析すべきなのだろうか。近世の百姓と煙草の関係を表した史料といえば、まず思い浮かべるのが農業技術書、いわゆる農書であろう。農書には農作物全般の栽培技術が解説してあるので、煙草の栽培方法が記されていることが多い。しかし、当然ながら栽培技術から百姓の喫煙を理解するのは、そう容易なことではない。そこで注目したいのが絵画史料である。絵画史料には文字史料に表れない情報が記されているので、「絵画史料の活用が新しい農村史の地平を切り拓くことになるであろう」と指摘されているからである[11]。絵画史料のなかでも、農業技術を解説したものがある。絵農書である。すなわち、本研究では、近世中期の金沢平野を描いた土屋又三郎の絵農書『農業図絵』[12]から百姓の暮らしと煙草をとらえ、その理解を深めるために又三郎が執筆した農書『耕稼春秋』[13]も用いることにする。

ここで『農業図絵』を描いた土屋又三郎について説明しておきたい。金沢平野を領する加賀藩は百姓の有力者のなかから十村を任命し、10ヶ村以上もの村々の農政全般を担当させていたが、土屋家も地域の実力者で代々この十村を勤めていた家柄である。又三郎は寛文４年（1664）、わずか20歳で任じられ、約30年間、主に農業面を指導した。青年時代から要職につき多忙な日々を過ごし、それでいて篤農家であったに違いない。だが、元禄７年（1694）に十村を罷免されてし

まい、普通の百姓に戻った又三郎は、没するまでの20数年間に『耕稼春秋』『耕作私記』といった後世に名を残す農書を執筆した。

その一書が享保２年（1717）に著された『農業図絵』であり、通常の農書とは違って、文章ではなく絵でもってして農業技術を教諭しようとしているところに特色がある。又三郎が居を構えていたのは金沢近郊の御供田村で、いわゆる平野部の典型的な農村である。したがって、『農業図絵』も主な舞台となっているのは金沢平野であるが、城下町金沢や山間部の場面もある。しかも、写実的で彩色までされており、人物の表情まで丁寧に描かれている。このように多彩な情報が含まれている絵農書『農業図絵』だからこそ、これまで文字史料では明らかにできなかった百姓と煙草の関係が理解できるのではないだろうか。したがって、小稿では『農業図絵』を主たる史料として分析するので、設定するフィールドは、その舞台となった金沢平野となる。

３．加賀藩の煙草作付制限

金沢平野の広がる石川郡の概要を示しておきたい。加賀藩が支配した村々の石高を示した『加越能三箇国高物成帳』[14]によれば、金沢平野の広がる石川郡の立地は里方が大半で、次いで山方が多い。村に住む百姓は、いわゆる改作法にもとづきながら年貢・諸役を納めている[15]。一例をあげておこう。表１に示したのは石川郡宮丸村の概要である。草高はいわゆる加賀藩の村高で、生産高ではなく年貢高（年貢徴収基準高）と考えられている[16]。したがって、宮丸村の住民は、1,825石の５ツ７歩、つまり57％を年貢として米で納めなければならない。年貢のほかに諸役、つまり小物成として鳥役25匁を銀納すべきではあるが、領主の狩猟の場である鷹場に指定されているため免除されていた。確かに年貢は米納なのだが、だからといって米ばかり生産されているわけではない。小麦・大麦・粟・稗などの雑穀を栽培し、菜種・煙草・藍などの商品作物を売却して、百姓は年貢米を確保して納税していた。

表１　寛文10年（1670）石川郡の年貢・諸役

項　目	内　容	備　考
村　名	宮　丸	
立　地	里　方	
草　高	1,825石	明暦２年（1656）に50石手上げ
免	５ツ７歩	万治元年（1658）に３歩引き上げ
小物成	鳥役25匁	鷹場につき除く

（出典）『加越能三箇国高物成帳』（金沢市立玉川図書館近世史料館、2001年）

近世前期から中期にかけて、加賀藩でどのように煙草の作付けが制限されてきたのかをとらえるために、まずは幕府がどのように全国に制限していたのか、その変遷を説明しておきたい[17]。幕府は４つの段階で煙草の作付けを制限していった。煙草が日本へ渡来して間もない慶長・元和期（1596～1624年）には喫煙禁止を目的として、続く寛永期（1624～44年）には飢饉に対応すべく食糧確保・増産のために田畠での煙草の作付けが禁じられた。寛文・延宝期（1661～81年）には上昇する米価を抑えるために制限されたが、これは酒造制限令とセットで出された。元禄・宝永期（1688～1711年）には作付けの半分が認められたが、これは事実上、作付制限令の撤廃を意味するという。

加賀藩において史料上で確認できる、本格的な煙草の作付制限は、寛文・延宝期からである[18]。やはり酒造制限令と同じくして、寛文７年（1667年）３月・同８年２月・同９年９月・同10年９月・同12年９月・延宝元年（1673）８月・同２年９月・同３年８月の幕法が布達されている。

天和３年（1683）８月23日、奥山の入り口にあたる鶴来村の六郎右衛門ら３名は、農村の一般行政を司る郡奉行に次のことを確認している。鶴来村より山奥から出される煙草には運上銀が賦課され、「口銭」を取る決まりである。城下町金沢からの「買手衆」は同村で買っても、山奥へ入って買っても、それは「勝手次第」である、と。

このことは何を意味するのだろうか。寛文７年３月の幕法では、本田畠での煙草作付けを禁じているが、「野山ひらき（開）作」ることは許可している。つまり、上述したように寛文・延宝期の作付制限令は本田畠での煙草栽培を禁じているので、その結果、野山での作付けが許されたことで、山村で煙草栽培が広まったと考えられる。奥山で換金作物として煙草が盛んに生産されているからこそ、その入り口の鶴来村で運上銀を賦課することで、領主は新たな財源を確保しようとしたのである。

次の元禄・宝永期にも、やはり元禄15年（1702）12月・同16年12月に出された、煙草作付けの半分を許した幕法が確認できる。元禄15年12月の場合には、翌年正月15日までに十村は煙草畠の総面積・村数を調査して「一紙目録」に仕立てて提出することを命じられている。こうして集計された後、翌年２月12日、石川・河北両郡では342,450歩（114町１反５畝・約113ha）の面積で、煙草葉513,675斤（１斤を約600ｇで計算すると約308ｔ）の作付けが認可された。果たして、これで何人分の生産量となるのだろうか、試算してみることにしたい。

江戸の煙草屋・三河屋弥次平が著した『狂歌煙草百首』によれば、文政期（1818～30）頃で都市江戸に入荷される煙草量は7,358,000斤余りで、江戸の人口を約110万とすれば、「壱人に壱ヶ年六斤六分八厘九毛余」の消費量になるという[19]。もちろん、この計算方法は江戸の住民全てを喫煙者としているので、正確な数値とはいえないが、あくまで１つの目安としてみると、金沢平

史料１　　史料２

野の石川・河北両郡では76,794人分の生産量となる。宝永７年（1710）の城下町金沢の人口は64,987人（12,558軒）なので[20]、金沢町の全人口をはるかに上回る生産量があったことになる。

正徳３年（1713）２月６日には、田井村次郎吉らは農村の租税・産業を担当する改作奉行に対して、改めて本田での煙草作付け禁止の徹底を願い出ている。原因は、肥料となる油粕が高騰しているからであった。確かに煙草の作付面積の調査はおこなわれてはいるが、「密々」に作る百姓がいる。煙草作は年により収穫が良いこともあるが「土目」が悪くなり、やがては「百姓共よわ(弱)み」になってしまう。そのため「第一油粕」を「大分」入れるようになってしまうため、油粕が不足して高値になってしまった。それほど近世中期の金沢平野では、煙草の生産は盛んであった。

４．煙草の栽培

金沢平野の百姓は、どのようにして煙草を栽培していたのだろうか。農書『耕作春秋』から、その方法を明らかにしておきたい[21]。

春２月の彼岸中日に苗床に種を蒔く。畝の幅は２尺ほどで、下肥をかけて、種を灰と混ぜてふるい落とす。発芽したら草を取り、雨天時にさらに下肥をかける。追肥である。史料１は、絵農書『農業図絵』に描かれた、その場面である。左上には「莨菪種蒔」と記されており、畠にいる男性が、まさに種を蒔いている。農道で２人が天秤棒で何かを運んでいる。前を歩く大人が担いでいるのは、桶の大きさから判断すれば下肥に違いない。後ろの子供が持っているのは、おそらくは灰であろう。畠の傍には桶が２つ置かれている。とすれば、下肥は撒布済みである。片手で持っている小さな箱は種子箱で、種を蒔いているのではなかろうか。その後で、運ばれた灰を一面に撒くのだろう。

史料３

５月になると葉はオオバコくらいの大きさになり、いよいよ定植の作業に入る。100歩につき800本の割合で、１本ずつ下肥を入れながら苗床から畑に移されていく。６・７月にかけては草取りや害虫を駆除して、油粕を追肥する。100歩あたり４斗（約72ℓ）の量である。元禄期（1688～1704）の石川・河北郡の煙草作付面積が342,450歩だとすれば、油粕は単純に計算して約1,370石（約25万ℓ）必要なので、前述したように煙草作が油粕代を高騰させたという指摘も首是できる。

８・９月に葉が成熟したら、晴天時に小さい鎌か、もしくは薄刃包丁で葉を１枚ずつ丁寧に摘み取る。それを10枚か20枚にして家に持ち帰り、庭先で葉先を上にして５日ほど置き、６・７日目に葉２枚を背中合わせにして縄にかけて干す。期間は20日ほどで、１斤ずつ束ねて収納する。史料２は『農業図絵』の８月の場

面で「莨菪掻」、つまり煙草を干しているところである。手前の畠で男性２人が葉を取っており、地面の上に莚を敷き、葉先を揃えて並べている。庭先では女性が縄を張って、２枚ではなく３枚ずつ干している。

金沢平野でも地域による差はあるが、だいたい100歩あたり平均70～80斤の収穫があり、多いところでは90斤も取れたという。煙草は百姓にとっての貴重な収入源であったに違いないが、デメリットも２つある。１つは上述したように、煙草を作付けすることで地力が衰えること、いわゆる連作障害である。同じことは農書『耕稼春秋』でも指摘されていることから[22]、この弊害は広く認知されていたのだろう。他方は、値段が安定していないということである。煙草は「年により直(値)段の高下」があり、しかも「ひね(老成)と新と直(値)段大きに違ひなく」、つまり本年度と前年度のものでは価格に違いがないので、よく乾燥させることが重要だという[23]。高騰する油粕を購入するまでして高収入を期待しても、価格が下落することもあることから、百姓にとって煙草はリスクをともなう商品作物でもあった。

表２「農業図絵」のなかで喫煙の占める割合

月	場面 (件)	喫煙 (件)	内訳		割合 (%)
			農作業	休み	
正	19	1	1		5.3
2	19	3	3		15.8
3	23	2	1	1	8.7
4	15	2	1	1	13.4
5	15	1	1		6.7
6	18	2	2		11.2
7	7	0			0.0
8	18	1	1		5.6
9	23	3	1	2	13.1
10	10	0			0.0
11	4	0			0.0
12	5	0			0.0
総計	176	15	11	4	8.6

５．百姓の喫煙

いよいよ百姓による喫煙をとらえることにする。表２には、絵農書『農業図絵』のなかで、喫煙が描かれている場面の割合を示したものである。全体の約９％（15件）で喫煙が確認できる。内訳は、縄編み・土起こし・種蒔き・収穫などの農作業の場面が11件で、残りが田植え後などの仕事休みである。百姓は、農作業の合間や絶え間なく働いた後の休日で一服していた。具体例をあげてみたい。

まずは農作業の場面について、史料３をみてみよう。９月に「小麦蒔」、つまり小麦の種を畠に直蒔きしているところである。紅葉が落ち小川に流れているところをみると、晩秋であろう。すでに稲刈りを終えた百姓は、休む間もなく畠作に入る。上方の畠では、桶に入った下肥を散布しており、下方の畠では、まさしく種子袋から種を取り出して蒔いている。

仕事の合間に百姓２人がキセルで煙草を吸っている。笑顔というよりは安堵という表情なので、心身のリラックスを求めて喫煙しているといってよい。絵農書『農業図絵』に描かれている喫煙者は、休日の場合には寝ころんでいる場合もあるが、農作業中は全て道や土手に必ず座って吸っている。ということは、座って喫煙することがマナーだった。

次は休みの場面について、史料４をみていこう。春３月に「堅田一番返し」、つまり乾田の１回目の犂返しである。田植えの前には、必ず土を起こさなければならない。そのため馬に犂を引かせ、あるいは鍬で耕すのである。満開の桜の下では、７人が花見をしている。すでに仕事を終

えた者が、半日休みを楽しんでいるのだろう。桶には酒が、小鉢には料理が並んでおり、女性が椀に料理を注ぎわけている。

史料４

その輪のなかに喫煙者がいるのだが、よくみると松明のようなものがある。蚊遣り、いわゆる虫除けである。百姓は農作業中に、このような蚊遣りを持参して虫を駆除した。その火でもってして、煙草に火を容易につけることができる。表２を一覧すれば、農作業の場面で喫煙が描かれているのは、春から秋にかけてである。これは百姓の身の回りに蚊遣りが常備されていたことから喫煙しやすいので、このような結果になったと解釈したい。ところで、キセルを持ち談笑する人物は、老婆である。実は、絵農書『農業図絵』に描かれている喫煙者は、この老婆を除いて全て成人男性である。つまり、近世の農村で喫煙するのは基本的に男性のみであり、このように女性が煙草を吸うのは少なかったのではないだろうか[24]。

ここで近世の喫煙率について、いくつかのデータを示しておきたい。上述した『狂歌煙草百首』によれば、文政期頃の都市江戸では「百中喫（くらハ(ざ)）さる者、唯（ただ）二・三人といへるも宜（むべ）なり」と記されているので[25]、喫煙率は97～98％ではないかとの指摘がある[26]。ただし、これは都市江戸での、しかも近世後期の数値と考えた方がよいだろう。一方、近世中期から幕末にかけての仙台藩での喫煙率は５割を超えるといわれている[27]。これは墓から出土したキセルから算出したものなのだが、喫煙率は時代・地域・身分や性別によって違いがあるだろうから、これをもっと慎重に考慮して喫煙率を算出すべきであろう。ということで、ここでは近世中期の金沢平野の、しかも百姓のなかの成年男子にしぼって、どれくらい喫煙されていたのかを明らかにしたい。

表３に、それを一覧にしている。表２に示したように、絵農書『農業図絵』のなかで喫煙が描かれている場面は15件なので、女性が喫煙する史料４を除くと14件となる。それらの場面に描かれた全ての男性数のなかから喫煙者の割合を算出したものを、ここでは喫煙率としている。全体でみると喫煙率は約３割となり、農作業と休みで分類してみると、農作業の方が割合的には高い。

これは、休みの場面では多くの人が集まっているのに対して、農作業では数人で仕事をしているという、描かれ方の違いが、こういう結果につながったのだろう。重要なのは、喫煙者は紙巻きではなくキセルで煙草を吸っているということである。キセルは、使いまわして利用することも可能である。そうだとすれば、成人男性の喫煙率は、３割以上を占めていたと考えたい。それだけ、百姓そのものも煙草の消費者であった。

表３　成人男性の喫煙率

項目	人数（人）	内訳	
		農作業	休み
喫煙者	18	14	4
男性数	65	42	23
喫煙率（%）	27.7	33.4	17.4

（註）喫煙者には、ほかに女性１人がいる。

６．おわりに

近世中期の金沢平野をフィールドとしながら、消費者という観点も含めて百姓と煙草の関係をとらえてきた。農村での喫煙は基本的に成人男性のみに許された特権で、煙草は嗜好品として消費され、農作業の合間や仕事休みに心身のリラックスを求めて飲用されていた。近世中期の段階で、成人男性の喫煙率は最低に見積もって３割と考えられ、おそらく時代が下るにつれて喫煙率はそうとう高まったものと推測される。さらに、ここでは百姓の暮らしのなかでの煙草の意義を考察することにしたい。

本研究の成果が示すように、百姓は煙草の生産者であり、消費者でもあった。生産者の観点からは、煙草は栽培して売却するだけの、単なる商品作物ではなかったことが明らかになった。栽培するためには油粕といった肥料を購入しなければならず、しかも毎年作付けすれば連作障害に陥り、なおかつ価格も一定ではなく年によって変動してしまうという難点もあった。リスクを犯してまで煙草を栽培する生産者側の理由は、保管可能な商品であったということである。穀物とは違って、昨年のものも今年のものも、品質があまり変わらない。つまり、商品価値が落ちないということが、生産する最大のメリットであったといえる。そのため、収穫した葉煙草は、よく乾燥させて保管しなければならなかった。

一方、消費者の観点からは、百姓は喫煙を楽しんでいたことが判明した。重労働の合間に煙草を吸うなどして、リラックスしていたのであろう。もちろん、これは成人男性のみに許されていた特権かもしれないが、ともあれ、百姓は自らの嗜好品として、喫煙することを目的として煙草を作ることも楽しみにしていたのではないだろうか。

すなわち、近世の百姓にとって煙草とは、収入源としては生産するリスクはあるものの、品質のかわらない保管可能な商品作物で、しかも百姓そのものもリラックスするための嗜好品であったと考えられる。

小稿の成果から、「貧しい」だけではない、新たな百姓像として何が提示できるのかを一考しておきたい。百姓の喫煙率を最低でも３割と示したが、これが多いのか少ないのかを判断するのかは難しい。ただ、金儲けの手段としてのみ、煙草を栽培していたと解釈することは誤りだろう。金儲けだけが目的ならば、米作りをやめて、煙草作のみに特化すれば、かなりの高収入が得られるからである。しかし、現実にはそうすることはなかった。したがって、近世の百姓は営利を最大限に追求することを目指したのではなく、煙草などの商品作物を売却し、身の丈に合った収入

を得て暮らしていた、そう考えたい。「簡素な豊かさ」を享受していた、これが近世の百姓の暮らしではないだろうか。

最後に、小稿で克服できなかった課題を示して結ぶことにする。大きな点で３つある。

第一は、全国各地の煙草主産地の実態をとらえることである。今回の分析は、近世中期の、しかも金沢平野の事例にしかすぎない。そもそも金沢平野は全国的に有名な煙草の特産地ではないし、城下町金沢の周辺農村であるため、都市の文化が流入しやすいという条件下に置かれていた。したがって、喫煙者が多いのも、こういった地理的な要因があったのかもしれない。やはり、各地の実態が明らかにされないと、農村における煙草の普及の意義は見出しえないのではないだろうか。

第二は、山村における煙草作の問題である。よく知られているように、煙草は山村における重要な商品作物であった。農村であまり作付けされない商品作物だからこそ、山村で煙草が作られたと考えられてきたのではないだろうか。ところが、小稿で明らかになったように、寛文・延宝期の幕府による作付制限令で山村に広まった可能性が高い。こうした幕府の農政の影響力をふまえながら、山村における煙草作を考える必要があるだろう。

第三は、百姓の暮らしにおける煙草と酒との関係である。前述した寛文・延宝期の作付制限令は、酒造制限令とセットで出されている。今回、喫煙の風習が農村に広まっていたことが明らかになったが、飲酒も同じようであったといえるだろう。事実として、絵農書『農業図絵』には、史料４でも示されているように休日に酒宴を催す場面がよく描かれている。すなわち、百姓の暮らしにどれくらい飲酒の風習が広まっていたのか、嗜好品としての煙草と酒はどのように違うのか、こういった点も検証しなければ、寛文・延宝期に出された作付制限令の意味もとらえられないのではないだろうか。

【註】

[1] 山本英二『慶安の触書は出されたか』（山川出版社、2002年）。

[2] 「教令類纂初集87　御料所之部」（『内閣文庫所蔵史籍叢刊第23巻　教令類纂初集（３）』、汲古書院、1982年）。

[3] 三橋時雄「近世前期の農業」（児玉幸多編『産業史Ⅱ』、山川出版社、1965年）。

[4] 河野實「近世の煙草商人について」（『信濃』10-6、1958年）。

[5] 芳即正「薩摩の煙草」（地方史研究協議会編『日本産業史大系』８、東京大学出版会、1960年）。

[6] 熊井保「近世における信濃生坂煙草の生産と流通」（『信濃』28-2、1976年）。

[7] 井上定幸「館煙草の流通をめぐる二、三の問題」（同著『近世の北関東の商品流通』、岩田書院、2004年）。

[8] 菊池万雄「藩政末期に於ける河原煙草の集散」（『岩手史学研究』35、1960年）。

[9] 岡光男「近世におけるタバコ作の展開」（『経済学論叢』33-2・3・4、1984年）。

[10] 本城正徳ａ「近世前期における作付制限令について」（大阪大学文学部日本史研究室編『近世近代の地域と権力』、清文堂出版、1998年）、同著ｂ「近世幕府農政と「勝手作」」（『日本史研究』482、2002年）。

[11] 佐藤常雄「蛇籠―絵画史料と農村史」（『金沢市史　会報』vol. 16、2002年）。

[12] 『農業図絵』にはいくつかの写本があるが、ここでは桜井本（『日本農書全集』第26巻、農山漁村文化協会、1983年）を使用する。なお、『農業図絵』の史料的性格については、拙稿「「農業図絵」の系統性」（『民具マンスリー』41-1、2008年）を参照されたい。

[13] 『日本農書全集』第４巻（農山漁村文化協会、1980年）。

[14] 『加越能三箇国高物成帳』（金沢市立玉川図書館近世史料館、2001年）。

[15] 若林喜三郎『加賀藩農政史の研究』上巻（吉川弘文館、1970年）。

[16] 木越隆三『織豊期検地と石高の研究』（桂書房、2000年）。

[17] 前掲本城論文ａ。

[18] 以下、出典は『改作所旧記』上・中・下編（石川県図書館協会、1970年）。

[19] たばこと塩の博物館蔵『狂歌煙草百首』。

[20] 『金沢市史通史編２　近世』（金沢市、2005年）409～412頁。

[21] 前掲『日本農書全集』第４巻116～119頁。

[22] 前掲『日本農書全集』第４巻184頁。

[23] 前掲『日本農書全集』第４巻118頁。

[24] この点は、すでに長島淳子が明らかにしているが、ただし『農業図絵』に老婆も含めて女性の喫煙者が全くいないという指摘は誤りである（同著『幕藩制社会のジェンダー構造』、校倉書房、2006年）。

[25] 前掲『狂歌煙草百首』。
[26] 湯浅淑子「江戸時代の喫煙率」（たばこと塩の博物館編『ことばにみる江戸のたばこ』、山愛書院、2008年）。
[27] 関根達人「江戸時代の喫煙に関する考古学的検討」（『文化』350・351号、2000年）。

〔付記〕小稿は、平成20年度（財）たばこ総合研究センター（TASC）研究助成の成果の一部である。図版研究会およびTASC助成報告会に参加された方々からは貴重なご意見を賜り、史料の閲覧では、たばこと塩の博物館の湯浅淑子氏にご協力をいただいた。ここに記して感謝の意を表す次第である。